

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第71号

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第144号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者等の所得)</p> <p>第2条 条例第2条第4号の県営特定公共賃貸住宅の入居者及び同居者の規則で定めるところにより算出した所得は、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、知事が認定した額。以下この項において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とする。</p> <p>(1) 同居者又は所得税法第2条第1項第33号に規定する<u>控除対象配偶者</u>（以下この項において「<u>控除対象配偶者</u>」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下この項において「扶養親族」という。）で入居者及び同居者以外のもの1人につき38万円</p> <p>(2) <u>控除対象配偶者が所得税法第2条第1項第33号の2に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族に同項第34号の4に規定する老人扶養親族がある場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(入居者等の所得)</p> <p>第2条 条例第2条第4号の県営特定公共賃貸住宅の入居者及び同居者の規則で定めるところにより算出した所得は、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、知事が認定した額。以下この項において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とする。</p> <p>(1) 同居者又は所得税法第2条第1項第33号に規定する<u>同一生計配偶者</u>（以下この項において「<u>同一生計配偶者</u>」という。）若しくは同項第34号に規定する扶養親族（以下この項において「扶養親族」という。）で入居者及び同居者以外のもの1人につき38万円</p> <p>(2) <u>同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族に所得税法第2条第1項第34号の4に規定する老人扶養親族がある場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。